

# 東日本大震災に伴う各種保険料等の減免について

## 【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】

災害により住宅、家財等に著しい損害を受けたときや下表に該当する理由で、保険税(料)を納めることが困難な方については、保険税(料)が減免になる場合があります。

保険税(料)の減免を希望する場合は、申請が必要ですので、保険課までお問い合わせください。  
 ※保険税(料)の減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

保険税(料)の納付が困難な理由	保険税(料)減免申請の条件
①災害による住宅、家財または その他財産の損害 ※り災証明書等災害の状況を証 明する書類の添付が必要	被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはそ の他財産の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額 を除く）が、10分の3以上の場合

**所得制限** 減免申請日の前年の被保険者またはその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の総所得金額の合計額が1,000万円以下

## 【介護保険料】

災害などにより住宅、家財等に著しい損害を受けた時や下表に該当する理由で、保険料を納めることが困難な方については、保険料が徴収猶予や減免になる場合があります。

介護保険料の徴収猶予や減免を希望する場合は、申請が必要ですので、保険課までお問い合わせください。

※保険料の徴収猶予や減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

保険料の納付が困難な理由	徴収猶予、減免の申請条件
①震災などの災害による住宅、 家財などへの損害 ※り災証明書等災害の状況を証 明する書類の添付が必要	第1号被保険者又は生計維持者が、住宅・家財又はその他の財産の損害 額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が10分 の5以上の場合

**所得制限** 減免等申請日の前年の生計維持者の合計所得金額が400万円以下

\*\*\*\*\*

**申請先・問合せ** 保険課 ☎029 - 288 - 3111（内線372）

\*\*\*\*\*

### ◇ 節電にご協力ください! ◇

東日本大震災により、電力需給のバランスが極めて厳しい状況にあります。家庭や事業所等で皆さん一人ひとりが「節電」の努力をすることが、安定した電力の供給と今後の復興につながりますので、節電にご協力をお願いします。

#### 節電の取り組み例

- 暖房は19℃以下を目安に温度設定を低くする。
- 電気機器は使用しないときは電源を切り、コンセントを抜き、待機時消費電力を減らす。
- 冷蔵庫は庫内に詰め込みすぎないようにし、無駄な開閉をやめる。
- 人のいない部屋の照明はできる限り消す。
- トイレは温水洗浄便座のふたを閉める。

※節電のお願いは、震災で大きな被害を受けた方など取り組みが困難な方に無理にお願いするものではありません。